

令和 2年 7月 20日

事業主様

東京都文京区湯島 3-15-4
東京都電機健康保険組合
(公 印 省 略)

オンライン資格確認に伴う個人番号の再確認等のお願い

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます

平素は当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年3月に開始されます医療機関等に受診する際における「オンライン資格確認」について、改めてご案内申し上げます。

被保険者証またはマイナンバーカードを利用し、令和3年3月より医療機関等窓口において、「オンライン資格確認」が実施されます。これは既に届出済のマイナンバー（以下、「個人番号」という。）を突合し資格確認が行われ、最新の資格情報等を窓口で確認することにより、その後の健保組合への請求等過誤を減らすなど様々な情報連携が実施されます。

こうした中、仮に届出済の個人番号に誤りがあった場合、資格確認が行われなければかりか、他人の資格情報が照会されてしまうなど、不都合が生じることが懸念されております。

健康保険組合では、届出済の個人番号に対し正確な個人番号であるか住基ネット（J-LIS）を利用し正確性の確保を目指しておりますが、事業主の皆様におかれましても、社員およびそのご家族の個人番号に誤りがないか、また、マイナンバーカードの紛失等により個人番号の再取得をし個人番号が変更されていないかなど、改めて社員およびそのご家族の個人番号の再確認をお願いしたく、ご連絡いたします。

なお、再確認後、個人番号に誤り等があった場合は添付の「個人番号登録・変更届」にて速やかにご提出をお願いいたします。

また、添付のリーフレットと併せご確認いただき、今後届け出る個人番号についても正確、確実な届出について、改めてご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※今現在、個人番号の未提出の方のご提出についても、「個人番号登録・変更届」にて「新規登録もしくは変更後の個人番号」欄に個人番号をご記入いただき、ご提出をお願いいたします。

「この件に関するお問い合わせ先」

業務部 適用課

TEL 03-3834-7213

令和2年7月20日

事業主様

東京都電機健康保険組合

オンライン資格確認の導入にあたって（お願い）

2021年3月から医療機関・薬局の受診時に、健康保険のオンライン資格確認が開始されます。

オンライン資格確認導入後は、既存の保険証及びマイナンバーカードの保険証利用のいずれであっても、健保組合に届出済のマイナンバーをキーにして、資格確認が行われます。

つきましては、健保組合に届出済の従業員等のマイナンバーについて、誤りがないか、変更されていないか、もう一度ご本人に確認し、誤り(※)や変更が確認できた場合は、再届出していただきますようお願いいたします。

※例えば、家族のマイナンバーを届出の際に第1子と第2子を入れ違える等

届出済のマイナンバーが誤っていた場合等 2021年3月以降に想定される事象

- ▶ 既存の保険証、及びマイナンバーカードを問わず、受診時に、医療機関等窓口の資格確認端末に別人の資格情報が表示される。
- ▶ 医療機関・薬局からの情報照会時（健診結果、薬剤情報）、別人の情報が提供される。
- ▶ 加入者本人がマイナポータルで自身の情報を閲覧（健診結果、医療費情報、薬剤情報）する際、別人の情報が表示される。

○マイナンバーカードを保険証として利用するためには、マイナンバーカードと被保険者番号の紐づけ（初回登録）が必要となります。また、実施時期については、健診結果の閲覧については2021年3月～、医療費情報、薬剤情報等の閲覧にあたっては、2021年10月～の予定です。

○事業主は「個人番号関係事務実施者」とされ、従業員等のマイナンバーについて、本人確認を実施した上で、法定調書（源泉徴収票、支払調書等）、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等に記載して行政機関等（健保組合を含む）に提出することとされています。

○万一、従業員から提出されたマイナンバーを誤って届け出し、その結果別人の情報が表示されてしまった場合、法的責任が生じる可能性もありますので、今一度ご確認をお願いいたします。

